●須屋多目的広場利用に関しての注意事項

合志市　都市建設部　都市計画課

1. 使用時間は、午前９時から午後４時まで。
2. 使用は１日１団体（３時間）まで。ただし、特に必要と認めたときは、この限りではない。
3. 使用後は施錠を確実に行い、鍵は当日（１６時まで）に須屋市民センター（須屋市民センターが休館のときは須屋支所）まで必ずご返却ください。
4. ゴミは全てお持ち帰りください。
5. 施設の形質に変更を来さないこと、行為後は、原形に回復すること。
6. 使用期間中のすべての責任は、申請人が負うこと。
7. 近隣住民に迷惑になる行為を行わないこと（騒音・利用時間等）。
8. 使用は、地域イベント、グラウンドゴルフ、ゲートボール等に限る。

※野球・サッカーなどのボールが飛び交うスポーツ、ドローン、ドッグラン、営利活動の利用はできません。

1. 悪天候等により使用しない場合は、都市計画課（電話096-248-3855）までご連絡ください。